

公 告

東京都市計画地区計画の素案について

東京都市計画地区計画の案を作成するため、千代田区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 58 年千代田区条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告し、当地区計画の素案を公衆の縦覧に供する。

なお、地区計画の素案に係る区域内の土地所有者及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 10 条の 4 に規定する者は、千代田区地区計画等の案の作成手続に関する条例第 4 条の規定により、縦覧開始日から起算して 3 週間を経過する日まで、区長に対し地区計画の素案に関する意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 24 日

千代田区長 樋 口 高 顕

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画
- 2 地区計画の名称
神田錦町南部地区地区計画
- 3 地区計画を定める位置及び区域
千代田区神田錦町一丁目、神田錦町二丁目及び神田錦町三丁目各地内（区域面積約 12.8ha）
- 4 都市計画素案の縦覧場所及び意見書の提出先
千代田区九段南 1－2－1
千代田区環境まちづくり部 景観・都市計画課
- 5 縦覧期間
令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで